

○近藤課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第1回「食品衛生基準審議会」を開催いたします。

審議会長が選出されるまでの間、司会進行を務めさせていただきます食品衛生基準審査課長の近藤でございます。座って失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議題に先立ちまして、消費者及び食品安全担当大臣の自見大臣より御挨拶をさせていただきます。自見大臣、よろしく願いいたします。

○自見大臣 よろしく願いいたします。着座で失礼いたします。

消費者及び食品安全担当大臣の自見はなこでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日お集まりの委員の先生方、皆様におかれましては、大変御多忙の中にもかかわらず、食品衛生基準審議会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

厚生労働省に設置をされていた前身の薬事・食品衛生審議会では、コロナ禍ということもあり、近年はオンラインでの開催が主だったと聞いておるところであります。今回、こうやって消費者庁に新設された本審議会の初回の会合を、このような形で対面で開催できましたことを心からうれしく思っているところであります。

さて、御案内のとおりであります。先週4月1日に、食品衛生に関する規格基準の策定等の食品衛生基準行政が厚生労働省より消費者庁に移管をされました。また、同日付になりますが、消費者庁に食品衛生基準審議会が新設をされ、本日お集まりの委員の皆様の任命が行われたところであります。

今般の移管の背景を改めて申し上げますと、食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁に、厚生労働省が所管をしている食品衛生基準行政を移管することで、消費者利益のさらなる増進を図るというものでございます。しかしながら、食品安全基本法に基づき、リスク分析の考え方により、科学的知見に基づいた衛生規格基準を策定するという政府内の基本的な枠組みは変更はされません。移管後も、引き続き、科学的な知見に裏打ちをされた衛生規格基準の策定を行うことができるよう新設した組織が、この食品衛生基準審議会になります。このため、審議会の構成につきましては、厚生労働省に設置をされていた薬事・食品衛生審議会を参考としつつ、同様の科学的知見を有する方々により構成をさせていただくことといたしました。

また、本審議会は、厚生労働省に設置をされていた薬事・食品衛生審議会が諮問を受けていた案件を引き継いでいます。社会的要請の高いこれらの調査審議に遅滞を招かぬよう、

移管後、間がない大変慌ただししい時期ではありつつも、本日開催をさせていただくこととなりました。タイトなスケジュール調整にもかかわらず、お集まりいただいた委員の先生方に改めて感謝、御礼を申し上げたいと思います。

本日の審議会では、会長の選任や審議会規程の決定、また、部会の設置など、審議会の枠組みとなる事項について、議論、決定していただくものと承知をしてございます。本日の議論、決定を経て、衛生規格基準の策定に関する調査、審議が順次進められるものと承知をしてございます。我が国における食品の安全確保の中核を担うこの審議会において、移管を機とし、さらなる活発な議論が行われるよう、よろしくお願いを申し上げます。どうぞ、これからも先生方、皆様、よろしくお願いをいたします。私の御挨拶とさせていただきます。

○近藤課長 自見大臣、ありがとうございました。

続きまして、本日御参集いただきました委員の方々を委員名簿に沿って御紹介申し上げます。また、委員の皆様には、一言御挨拶をいただければ幸いです。よろしくお願いをいたします。

まず、穂山浩委員でございます。

○穂山委員 星薬科大学の穂山と申します。

薬事・食品衛生審議会では農薬・動物用医薬品部会のほうを担当しておりました。引き続きよろしくお願いをいたします。

○近藤課長 続きまして、有菌幸司委員でございます。

○有菌委員 熊本大学の有菌でございます。

この委員会では容器包装のほうを担当させていただいております。よろしくお願いをいたします。

○近藤課長 続きまして、五十君静信委員でございます。

○五十君委員 東京農業大学の五十君と申します。

これまでは食品規格部会、それから、乳肉水産食品部会を担当させていただいております。今後ともよろしくお願いをいたします。

○近藤課長 続きまして、神村裕子委員でございます。

○神村委員 皆様、こんにちは。日本医師会から参りました神村と申します。

これまで乳肉水産、放射線のほうで参加させていただいております。また、これからもよろしくお願いをいたします。

○近藤課長 続きまして、苺田香苗委員でございます。

○苺田委員 こんにちは。私、杏林大学医学部の苺田と申します。専門は公衆衛生学です。

これまでは食品規格部会のほうを担当させていただきました。これからもよろしくお願いをいたします。

○近藤課長 続きまして、合田幸広委員でございます。

○合田委員 国立衛研の名誉所長をしております合田でございます。専門は食品と医薬品

のレギュラトリーサイエンスです。

前の分科会では放射線の部会を担当しておりました。どうぞよろしくお願ひします。

○近藤課長 続きまして、郷野智砂子委員でございます。

○郷野委員 全国消費者団体連絡会の郷野と申します。

前回までは乳肉水産と器具・容器のほうを担当させていただいておりました。消費者の立場から審議に参加していけるよう尽力してまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○近藤課長 続きまして、近藤麻子委員でございます。

○近藤委員 日本生活協同組合連合会組織推進本部から参りました近藤麻子と申します。

前任は常務理事の二村ですが、私が今日から引き継いで参加させていただきます。

生活者に近い立場から、皆さんと御一緒に考えていければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○近藤課長 続きまして、杉本直樹委員でございます。

○杉本委員 国立医薬品食品衛生研究所の杉本と申します。

これまで食品添加物の方を担当させていただきました。これからもいろいろお世話になると思いますが、よろしくお願ひいたします。

○近藤課長 続きまして、曾根博仁委員でございます。

○曾根委員 これまで新開発食品調査部会でゲノム編集食品、あるいは、いわゆる培養肉などについて議論させていただきました。

そのほか、現在問題になっている健康食品による健康被害等に関しましても、報告の仕組みづくりや因果関係等の判定などのお手伝いをさせていただいております。今後ともお役に立てることがあれば、おっしゃっていただければと思います。

以上です。

○近藤課長 続きまして、瀧本秀美委員でございます。

○瀧本委員 医薬基盤・健康・栄養研究所の瀧本と申します。

私どもの研究所では、健康食品の安全性・有効性情報のサイトなどを通じて情報発信を行ってまいりました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○近藤課長 続きまして、辻真弓委員でございます。

○辻委員 産業医科大学医学部衛生学教室の辻と申します。専門は衛生学・公衆衛生学になります。

化学物質等が人にどのような影響を与えるかといったようなことも大学のほうで研究を行っております。今後ともよろしくお願ひいたします。

○近藤課長 続きまして、堀内基広委員でございます。

○堀内委員 北海道大学大学院獣医学研究院の堀内と申します。伝達性海綿状脳症の対策のところを担当させていただいております。

この雰囲気、ちょうど21年前に食品安全委員会ができた頃の雰囲気に非常によく似て

いるなというような思いがあります。ちょうどその頃、日本でBSEが発生して大きな社会問題になっていたところを懐かしく思っている次第でございます。

バックグラウンドは獣医ですけれども、専門は感染症を行っております、今はもう一つ、ワンヘルスのほうに力を入れております。よろしく願いいたします。

○近藤課長 続きまして、本間正充委員でございます。

○本間委員 国立医薬品食品衛生研究所所長の本間です。

現在問題となっております紅麹サプリメントの健康被害に関しては、当研究所のほうで調査チームをつくって、現在、全力でその原因究明に取り組んでおります。どうぞよろしく願いします。

○近藤課長 続きまして、村田勝敬委員でございます。

○村田委員 秋田大学におりました村田といいます。

前回まで食品衛生分科会の分科会長をやっておりました。どうぞよろしく願いします。

○近藤課長 食品衛生基準審議会令第6条第1項の規定によりまして「審議会は委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」とされております。本日は委員15名全員の出席をいただいております、過半数に達しておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

ここで、自見大臣につきましては、公務のために退席をさせていただきます。

○自見大臣 よろしく願いします。

(自見大臣退室)

○近藤課長 引き続きまして、政府側の出席者を紹介いたします。

新井消費者庁長官でございます。

○新井長官 よろしく願いいたします。

○近藤課長 吉岡次長でございます。

○吉岡次長 どうぞよろしく願いいたします。

○近藤課長 中山食品衛生・技術審議官でございます。

○中山食品衛生・技術審議官 よろしく願いいたします。

○近藤課長 依田審議官でございます。

○依田審議官 依田でございます。よろしく願いいたします。

○近藤課長 事務局側のメンバーにつきましては、公務のため、適宜退出させていただく場合がございますので、御了承ください。

それでは、冒頭の頭撮りはここまでとしますので、プレスの方は御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○近藤課長 それでは議題「(1) 食品衛生基準審議会会長の選出及び会長代理の指名について」に移らせていただきます。

食品衛生基準審議会令第4条第1項により「審議会に、会長を置き、委員の互選により

選任する」こととなっております。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

五十君委員、お願いいたします。

○五十君委員 私からは、会長といたしまして、これまでの実績から、秋田大学の村田勝敬委員にお願いするのがいいと思います。

○近藤課長 ただいま、五十君委員から、村田委員に当審議会の会長をお願いしてはどうかという御発言をいただきましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤課長 「異議なし」というお答えをいただきました。ありがとうございました。

それでは、審議会長に村田委員が選任されましたので、村田委員は会長席への移動をお願いいたします。

(村田委員、会長席へ移動)

○近藤課長 それでは、村田審議会長から一言御挨拶をお願いできればと思います。

○村田会長 ただいま会長に選任されました村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今般、先ほど自見大臣より言われたのですけれども、厚生労働省の所管であった食品衛生分科会が消費者庁へ移管され「食品衛生基準審議会」と新しく名称変更されました。食品安全行政の司令塔機能を持つ消費者庁が食品衛生基準行政も担うことになり、リスク分析の中のリスク管理の一部、すなわち、食品安全に関する規格基準の策定を行うとともに、食品基準における国際的な議論に消費者庁が一体的に参加できる仕組みが具現されることになりました。一方、従来の食品衛生監視行政は厚生労働省が担います。

思い返せば、戦後の高度成長期の日本において、水俣病、イタイイタイ病、森永ヒ素ミルク事件、カネミ油症など、食品衛生に関わる社会問題が次々と噴出し、当時の厚生省及び関連機関は、その原因究明と社会的対応に長期間を費やした歴史があります。

私は、水俣病、とりわけ胎児性水俣病患者の中年以降の神経影響の評価に関わりました。また、胎児期メチル水銀影響については、日本各地だけでなくデンマークのフェロー諸島及びグリーンランド、また、ポルトガルのマデイラ諸島に出かけ、学童の低濃度メチル水銀による神経影響に関する疫学研究を行ってまいりました。また、これらの経験を基に、エクアドルの学童で農薬の神経影響の評価なども行いました。

さて、日本では、その後、2000年に雪印低脂肪乳の黄色ブドウ球菌毒素による食中毒事件、2008年には、殺虫剤を混入した中国製ギョウザによる中毒、そして、今年になって機能性表示食品である紅麴のサプリメントなど、食の安全を脅かす問題は枚挙にいとまなく発生しており、国民の関心が高くなっております。また、水系に含まれる有機フッ素化合物(PFAS)、とりわけPFOS・PFOAなども、新たな健康障害因子として、食品安全委員会が、その食品健康影響評価を継続的に行っております。

ところで、リスク評価、リスクコミュニケーション、リスク管理から成るリスク分析は、いずれの有害化学物質といえども、健康影響が発生してからリスク管理に至るまでに長い

年月を要する場合があります。一方、喉元過ぎれば熱さを忘れるといいますが、時間がかかるがゆえに人々の食品安全に対する関心が冷めてしまいます。例えば、妊婦への水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項などは、どこ吹く風か人々の記憶から忘れ去られつつあります。このように、忘れた頃に新たな健康問題が発生している現状を鑑み、人々の脳裏に残る食品安全の啓発と推進を可能にする仕組みを速やかに構築することが求められます。

消費者庁に移管された食品衛生基準審議会は、我が国の機能性表示食品を含む食品の安全に対し、どこまでも対処していかねばなりません。このため、高い精度の科学的知見が速やかに、あるいは、臨機応変に提示されるかどうか、これは分かりませんが、新たな証拠に基づく食品安全に関する規格基準を逐次策定及び改定していく必要があります。ここにおられます食品衛生の各分野の専門家の皆様の英知を結集して取り組んでまいりたいと思います。何とぞよろしく願いいたします。

○近藤課長 村田審議会議長、ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては、村田審議会議長をお願いいたします。

○村田会長 それでは、スタートさせていただきます。

まず初めに、会長代理の選出を行いたいと思います。

食品衛生基準審議会令第4条第3項によりますと、審議会議長が指名することとされております。私としましては、医薬基盤・健康・栄養研究所所長の瀧本委員をお願いしたいと思っておりますので、瀧本委員、どうぞよろしく願いいたします。

○瀧本委員 御指名ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○村田会長 どうもありがとうございます。それでは、会長代理は瀧本委員をお願いいたします。

続きまして、議題「(2) 審議会規程等について」に移り、お諮りいたします。

食品衛生基準審議会令第9条において、食品衛生基準審議会令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとなっております。

事務局から案の御説明をお願いいたします。

○近藤課長 それでは、お手元の資料1を御覧ください。「食品衛生基準審議会規程(案)」でございます。

まず、第1条には「総則」としまして、食品衛生基準審議会について、消費者庁及び消費者委員会設置法及び食品衛生基準審議会令によるほか、この規程に定める旨を規定しております。

第2条には「会議の招集」について定め、審議会は会長が招集する。また、その場合には、あらかじめ期日、場所、議題を委員の皆様へ通知するということが規定しております。

第3条には「議事録」について定めております。

第4条には「会議の公開」について、会議は原則として公開。非公開とする場合の条件

などについて規定をしております。

めくっていただきまして、第5条には「部会の設置」について定めております。

設置する部会、それぞれの部会が所掌する事務につきましては、この表のとおりでございまして、8つの部会を設置することとしております。

続きまして、第6条は「付議」について定めております。

内閣総理大臣又は厚生労働大臣の諮問を受けた場合に、会長が所掌する部会に付議することができる旨を規定しております。

第7条には「部会の運営」について定め、部会長は、必要に応じて、当該部会に所属しない委員等に説明を求めることができるとしております。

第8条は「部会の議決」について定めております。

部会の議決をもって審議会の決定とすることができる場合等について規定をしております。

第9条は「調査会の設置」について定めまして、部会長は調査会を置くことができると規定しております。

第10条については準用に関する規定でございます。

第11条、「雑則」としまして、この規程に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って決める旨を規定しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○村田会長 御説明、ありがとうございます。

それでは、ただいまの審議会規程案につきまして、御質問などがございましたら挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、審議会規程は案のとおりに決定させていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

次に「食品衛生基準審議会審議参加規程」についてです。事務局から案の御説明をお願いいたします。

○近藤課長 それでは、お手元の資料2を御覧ください。

「食品衛生基準審議会審議参加規程（案）」は、審議会、部会及び調査会を対象として、委員等の審議への参加について定めるものでございます。審議や議決への参加が制限される条件といたしましては、第5条におきまして、申請者からの依頼により作成された申請資料の作成に密接に関与した者。

それから、第6条におきまして、競合品目に係る申請資料の作成に密接に関与した者。

それから、次のページに参りまして、第9条において、委員等本人又はその家族が審議品目の申請者又は競合企業から年度当たり500万円を超える寄附金等の受取の実績がある場合等が規定されております。

また、議決に加わらない場合の議決権の取扱い等の事務的な事務が規定されております。

事務局からの説明は以上でございます。

○村田会長 御説明、ありがとうございます。

それでは、御質問などがあれば挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、食品衛生基準審議会審議参加規程については、案のとおり決定させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次に「食品衛生基準審議会における確認事項」についてです。

食品衛生基準審議会規程第8条において、「部会における決定事項のうち、比較的軽易なものとして審議会があらかじめ定める事項に該当するものについては、会長の同意を得て、当該部会の議決をもって審議会の議決とする」こととなっております。本規程に基づき、食品衛生基準審議会における取扱いについてお諮りしたいと思います。事務局から案の御説明をお願いいたします。

○近藤課長 お手元の資料3を御覧ください。

本文書では、部会の議決に係る審議会の取扱いを規定しております。審議又は報告の扱いは、原則として別添の表に示す例といたしまして、会長の承認を得るものと規定されております。また、表に示す例のいずれにも該当しない場合は、その都度、担当部会長の意見を参考に会長が決定するとされております。

事務局からの説明は以上でございます。

○村田会長 御説明、ありがとうございます。

それでは、御質問などがあれば挙手をお願いいたします。

ないようですので、それでは、よろしいでしょうか。

それでは、各部会の議決について、案のとおり決定させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

では、次の議事「(3) 部会に所属する委員等の指名について」に移ります。

各部会に所属する委員、臨時委員、専門委員につきましては、食品衛生基準審議会令第5条第2項の規定により会長が指名することとされています。これに基づき、ただいま事務局から配付しております「食品衛生基準審議会/部会名簿(案)」のとおり指名させていただきます。どうぞ、まず御覧ください。

(事務局、資料配付)

○村田会長 それでは、各部会の長の選出を行いたいと思っておりますが、事務局から具体的な手順の説明をよろしくをお願いいたします。

○近藤課長 食品衛生基準審議会令第5条第3項によりまして、部会長は各部会に属する委員の互選によって定めることとされております。

事前に、各委員から御意見をいただいておりますので、それに基づきました部会長案を事務局から御説明させていただきます。

まず、食品規格部会長、五十君委員。

続きまして、乳肉水産食品部会長、五十君委員。

添加物部会長、杉本委員。

農薬・動物用医薬品部会長、穉山委員。

器具・容器包装部会長、有菌委員。

新開発食品調査部会長、曾根委員。

放射性物質対策部会長、合田委員。

伝達性海綿状脳症対策部会長、堀内委員。

以上でございます。

○村田会長 ありがとうございます。

部会長案を御報告いただきましたが、皆様、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○村田会長 それでは、部会長は以上のとおりとさせていただきます。

以上で本日の議事は終了となります。最後に、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

○近藤課長 次回の食品衛生基準審議会につきましては、日時が決定次第、追って御連絡をさせていただきます。

以上でございます。

○村田会長 ほかに何か一言申し上げたい先生がおられましたらどうぞ。

初回ですけれども、いいですか。どうもありがとうございます。

それでは、御審議誠にありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございます。